

電力広域的運営推進機関 定款変更案 新旧対照表

現 行	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>(主たる事務所の所在地)</p> <p>第2条 本機関の事務所は、東京都千代田区に置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 本機関は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の電気事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的とする。</p> <p>(業務内容)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>五～八 (略)</p> <p>(用語)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(主たる事務所の所在地)</p> <p>第2条 本機関の事務所は、東京都江東区に置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 本機関は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の小売電気事業者、一般送配電事業者又は特定送配電事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的とする。</p> <p>(業務内容)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p><u>五 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務（以下「電源入札等」という。）を行うこと。</u></p> <p>六～九 (略)</p> <p>(用語)</p> <p>第7条 (略)</p> <p><u>2 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれに定めるところによる。</u></p> <p>一 「法人等」とは、法人、組合その他これらに準じる事業体をいう。</p> <p>二 「親法人等」とは、他の法人等の出資割合の過半数を有する法人等をという。</p> <p>三 「子法人等」とは、一の事業者が法人等の出資割合の過半数を有する場合における当該法人等をいう。なお、一の事業者及びその子法人等又は一の事業者の子法人等が法人等の出資割合の過半数を有する場合、当該法人等は、当該一の事業者の子法人等とみなす。</p> <p>四 「流通設備」とは、電線路、変電所及び開閉所をいう。</p> <p>五 「送電系統」とは、一般送配電事業者又は送電事業者が維持し、及び運用する流通設備をいう。</p> <p>六 「地内基幹送電線」とは、最上位電圧から2階級（供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満のときは最上位電圧）の送電線をいう。</p> <p>七 「連系線」とは、一般送配電事業者の供給区域間を常時接続する250キロボルト以上の送電線及び交直変換設備をいう。</p> <p>八 「広域連系系統」とは、次のア～エに掲げる流通設備をいう。</p> <p>ア 連系線</p> <p>イ 地内基幹送電線</p> <p>ウ 最上位電圧から2階級（供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満のときは最上位</p>

現 行	変 更 案
	<p><u>電圧)の母線</u> <u>エ 最上位電圧から2階級を連系する変圧器(供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満のときは対象外。)</u> <u>九 「連系等」とは、発電設備等若しくは需要設備を新設又は増設し、新たに電氣的に流通設備に接続すること、及び、既に接続済みの発電設備等若しくは需要設備の内容又は運用を変更し、流通設備に電氣的な影響を与えることをいう。</u> <u>十 「系統アクセス業務」とは、送電系統への連系等を希望する者からの事前相談、接続検討及び契約申込みに関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務をいう。</u></p>
<p>第2章 会員</p> <p>(資格)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>一 <u>一般電気事業者</u></p> <p>二 <u>卸電気事業者</u></p> <p>三 <u>特定電気事業者</u></p> <p>四 <u>特定規模電気事業者</u></p> <p>(新設)</p> <p>(加入)</p> <p>第9条 本機関に会員として加入しようとする者は、<u>法第28条の11第2項の規定により、理事長</u>に対し書面で加入する手続をしなければならない。</p> <p>2 前項の規定により加入する手続をとった者は、<u>前条第1号から第3号に掲げる者</u>にあつては<u>経済産業大臣による電気事業の許可を受けた日、同条第4号に掲げる者</u>にあつては<u>経済産業大臣への電気事業の届出が受理された日</u>をもって会員たる地位を取得する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 前項により経済産業大臣の許可を受けた者又は経済産業大臣への届出が受理された者は、<u>直ちにその旨を理事長に通知しなければならない。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>一 <u>電気事業の全部を譲り受けた者</u>にあつては、<u>当該譲受けの効力が生じた日</u></p> <p>二 <u>電気事業者たる法人の合併により合併後存続する法人、合併により設立した法人又は分割により当該電気事業の全部を承継した法人</u>にあつては、<u>当該合併又は分割の効力が生じた日</u></p> <p>三 <u>電気事業者の地位を承継した相続人</u>にあつては、<u>相続があつた日</u></p>	<p>第2章 会員</p> <p>(資格)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>一 <u>一般送配電事業者</u></p> <p>二 <u>送電事業者</u></p> <p>三 <u>特定送配電事業者</u></p> <p>四 <u>小売電気事業者</u></p> <p>五 <u>発電事業者</u></p> <p>(加入)</p> <p>第9条 本機関に会員として加入しようとする者は、<u>法第28条の11第2項の規定により、本機関</u>に対し書面で加入する手続をしなければならない。</p> <p>2 本機関に加入する手続をとった者は、<u>次の各号に掲げる日</u>をもって、<u>会員たる地位</u>を取得する。</p> <p>一 <u>小売電気事業者 経済産業大臣による電気事業の登録を受けた日</u></p> <p>二 <u>一般送配電事業者及び送電事業者 経済産業大臣による電気事業の許可を受けた日</u></p> <p>三 <u>特定送配電事業者及び発電事業者 経済産業大臣への電気事業の届出が受理された日</u></p> <p>3 本機関に加入する手続をとった者のうち、<u>経済産業大臣による登録を受けた者、経済産業大臣による許可を受けた者又は経済産業大臣への届出が受理された者は、直ちにその旨を本機関に通知しなければならない。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>一 <u>電気事業(複数の電気事業を営む法人の分割にあつては各電気事業、以下同じ)の全部を譲り受けた者</u> 当該事業の譲受けの効力が生じた日</p> <p>二 <u>電気事業者たる法人の合併により合併後存続する法人、合併により設立した法人又は分割により電気事業の全部を承継した法人</u> 当該合併又は分割の効力が生じた日</p> <p>三 <u>電気事業者の地位を承継した相続人</u> 相続があつた日</p>

現 行	変 更 案
<p>(脱退)</p> <p>第10条 会員は、次の各号に掲げる場合において、<u>本機関を脱退する。</u></p> <p>一 <u>法第15条第1項から第4項までの規定により法第3条第1項の許可が取り消された場合</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>二 <u>法第14条第1項の許可（電気事業（特定規模電気事業を除く。）の全部の廃止に係るものに限る。）を受けた場合</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>三 <u>法第16条の2第3項の届出をした場合</u></p> <p>四 <u>法第10条第1項の認可（電気事業（特定規模電気事業を除く。）の全部の譲渡に係るものに限る。）を受けた場合</u></p> <p>五 <u>法第10条第2項の認可（電気事業者たる法人の分割に係るものに限る。）を受けた場合</u></p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>(会員の責務)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 本機関が、法第28条の40第5号に基づき、指導又は勧告を行ったときは、これに従うこと。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 法第28条の43に基づき、本機関に対し、常時その設置する発電用の事業用電気工作物の発電に係る電気の量に係る情報、その供給する電気の周波数の値に係る情報その他の業務規程で定める情報を提供すること。</p> <p>四 法第28条の44に基づき、<u>会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、本機関が、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときに、業務規程で定めるところにより行う指示に従うこと</u></p> <p>3 会員は、次の各号に掲げるいずれかに該当することとなった場合は、直ちに、その旨を理事長</p>	<p>(脱退)</p> <p>第10条 会員は、次の各号に掲げる場合において、<u>本機関の会員たる地位を喪失する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>一 <u>法第2条の9第1項の規定により法第2条の2の登録が取り消された場合</u></p> <p>二 <u>法第15条第1項又は第2項の規定により法第3条の許可が取り消された場合</u></p> <p>三 <u>法第27条の8第1項から第3項までの規定により法第27条の4の許可が取り消された場合</u></p> <p>四 <u>法第2条の8第1項の届出（小売電気事業の廃止に係るものに限る。）をした場合</u></p> <p>五 <u>法第14条第1項の許可（一般送配電事業の全部の廃止に係るものに限る。）を受けた場合</u></p> <p>六 <u>法第27条の12により準用する法第14条第1項の許可（送電事業の全部の廃止に係るものに限る。）を受けた場合</u></p> <p>七 <u>法第27条の25第1項の届出（特定送配電事業の全部の廃止に係るものに限る。）をした場合</u></p> <p>八 <u>法第27条の29により準用する法第27条の25第1項の届出（発電事業の廃止に係るものに限る。）をした場合</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>九 <u>会員が営む電気事業の全部を譲渡し又は承継させた場合</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(会員の責務)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 本機関が、法第28条の40第6号に基づき、指導又は勧告を行ったときは、これに従うこと。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 法第28条の43に基づき、本機関に対し、常時その維持し、及び運用する発電用の事業用電気工作物の発電に係る電気の量に係る情報、その供給する電気の周波数の値に係る情報その他の業務規程で定める情報を提供すること。</p> <p>四 法第28条の44に基づき、<u>小売電気事業者である会員が営む小売電気事業、一般送配電事業者である会員が営む一般送配電事業又は特定送配電事業者である会員が営む特定送配電事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、本機関が、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときに、業務規程で定めるところにより行う指示に従うこと</u></p> <p>3 会員は、次の各号に掲げるいずれかに該当した場合は、直ちに、その旨を本機関に対し書面で</p>

現 行	変 更 案
<p>に対し書面で通知しなければならない。</p> <p>一 前条第1項各号のいずれかに該当し<u>本機関を脱退したとき</u></p> <p>二 (略)</p> <p>三 <u>法人等（法人、組合その他これらに準じる事業体をいう。以下同じ。）の子法人等又は親法人等となったときあるいは子法人等又は親法人等でなくなったとき</u> (新設)</p> <p>4 <u>子法人等とは、一の事業者が当該法人等の株主等の議決権（株主又は出資者の議決権をいう。以下同じ。）の総数の過半数を保有する法人等をいい、一の事業者及びその子法人等又は一の事業者の子法人等が株主等の議決権の総数の過半数を保有する法人等は、当該一の事業者の子法人等とみなす。また、他の法人等を子法人等とする法人等又は自然人を親法人等という。</u></p>	<p>通知しなければならない。</p> <p>一 前条第1項各号のいずれかに該当し<u>本機関の会員たる地位を喪失したとき</u></p> <p>二 (略)</p> <p>三 <u>電気事業者の子法人等若しくは親法人等となったとき又は電気事業者の子法人等若しくは親法人等でなくなったとき</u></p> <p>四 <u>新たに第9条第2項各号に掲げる電気事業の登録若しくは許可を受けたとき又は届出が受理されたとき</u> (削除)</p>
<p>第3章 総会</p> <p>(総会)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 通常総会は、毎事業年度終了後<u>3月</u>以内に開催する。</p> <p>3 (略)</p> <p>一 毎事業年度終了前<u>1月</u>以内</p> <p>二～三 (略)</p> <p>4 <u>第23条第3項但し書きにより議決権を有しなくなった者を含め、全ての会員は総会に出席し、意見を述べることができる。</u></p> <p>(審議事項)</p> <p>第18条 次の各号に掲げる事項は総会において議決する。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>七 前各号およびこの定款において別途規定するものを除く他、理事会が必要と認める事項</u> 2～3 (略)</p> <p>(議決権)</p> <p>第23条 総会開催の30日前の時点における会員を、議決権を有する会員とする。但し、当該会員が<u>第3項但し書き又は第9項により、議決権を有しない会員となる場合はこの限りではない。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>2 会員の議決権は、総会開催の30日前の時点における全ての会員を次の各号に掲げるグループに分類した上で、各グループの議決権の総数が等しくなるよう配分する。</u></p>	<p>第3章 総会</p> <p>(総会)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 通常総会は、毎事業年度終了後<u>3か月</u>以内に開催する。</p> <p>3 (略)</p> <p>一 毎事業年度終了前<u>1か月</u>以内</p> <p>二～三 (略)</p> <p>4 <u>第23条第4項により議決権を有しなくなった者を含め、全ての会員は総会に出席し、意見を述べることができる。</u></p> <p>(審議事項)</p> <p>第18条 総会は、次の各号に掲げる事項について、議決する。</p> <p>一～六 (略)</p> <p><u>七 第16条第4項により準用される同条第1項基づく異議の申立てをした会員に対する制裁の可否及び内容の決定</u></p> <p><u>八 前各号に掲げるもののほか、理事会が必要と認める事項</u> 2～3 (略)</p> <p>(議決権)</p> <p>第23条 総会開催の30日前の時点における会員を、議決権を有する会員とする。但し、当該会員が<u>第4項若しくは第10項又は第12条第4項に基づき、議決権を有しない会員となる場合はこの限りではない。</u></p> <p><u>2 前項にかかわらず、本機関は、必要と認める場合は、前項の期日後に会員となった者の全部又は一部について、議決権を有する者と定めることができる。</u></p> <p><u>3 会員の議決権は、議決権を有する会員を次の各号に掲げるグループに分類した上で、各グループの議決権の総数が等しくなるよう配分する。なお、複数の事業を営む会員については、その</u></p>

現 行	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>一 小売電気事業者グループ <u>(特定規模電気事業者である者)</u></p> <p>二 <u>一般電気事業者グループ (一般電気事業者である者)</u></p> <p>三 発電事業者グループ <u>(卸電気事業者又は特定電気事業者である者)</u></p> <p>3 前項各号のグループにおける議決権の配分割合は、<u>各会員平等とする。但し、次の各号に掲げる場合においては、当該会員の総体を一の会員とみなすこととし、次項により、当該会員のうちの一の会員がその議決権を有し、他の会員はこれを有しないものとする。</u></p> <p>一 <u>一のグループに、親法人等及びその子法人等が会員として存在するとき</u></p> <p>二 <u>一のグループに、親法人等を同じくする子法人等が会員として複数存在し、親法人等が存在しないとき</u></p> <p>(削除)</p> <p>4 <u>前項但し書きの場合において、総会の前日までに、前項各号に掲げる会員が連名により、理事長に対して、当該会員のうちの一の会員の名称を記載した任意様式の届出を提出したときは、当該一の会員が議決権を有することとし、総会の前日までにその届出が提出されなかったときは、前項第1号の場合は親法人等が、前項第2号の場合は資本金又は出資の額が最大である子法人等(複数存在する場合は、会員名簿の順番が最も早い子法人等)が議決権を有するものとする。</u></p> <p><u>5～9 (略)</u></p> <p>(指名職員及び会員以外の事業者の出席)</p> <p>第25条 <u>経済産業大臣が指名するその職員は、総会に出席し、意見を述べることができる。</u></p> <p>2 <u>会員以外で、一般電気事業者又は卸電気事業者が維持し、及び運用する電線路を利用する事業者は、総会に出席し、意見を述べることができる。</u></p>	<p><u>事業の内容に応じ、複数のグループに所属させるものとする。</u></p> <p>一 <u>送配電事業者グループ (一般送配電事業者、送電事業者又は特定送配電事業者である者)</u></p> <p>二 <u>小売電気事業者グループ (小売電気事業者又は登録特定送配電事業者である者)</u></p> <p>(削除)</p> <p>三 発電事業者グループ <u>(発電事業者である者)</u></p> <p>4 前項各号のグループにおける議決権の配分割合は、<u>次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>一 <u>小売電気事業者グループ及び発電事業者グループ</u> <u>各グループの総議決権を各会員平等に配分する。</u></p> <p>二 <u>送配電事業者グループ</u></p> <p>ア <u>送電事業者及び特定送配電事業者</u> <u>小売電気事業者グループ及び発電事業者グループの双方を兼業する一般送配電事業者(小売電気事業者グループ及び発電事業者グループの双方において、議決権、又は、親法人等、子法人等若しくは親法人等の子法人等(以下「親子法人等」という。)を会員として有する一般送配電事業者をいう。以下、当該一般送配電事業者並びに小売電気事業者グループ及び発電事業者グループに属する当該一般送配電事業者の親子法人等を総称して「兼業者」という。)の、小売電気事業者グループ及び発電事業者グループにおける議決権の合計と同数の議決権を各会員平等に配分する。</u></p> <p>イ <u>一般送配電事業者</u> <u>送配電事業者グループの総議決権から送電事業者及び特定送配電事業者に配分した議決権の合計を控除した数の議決権を各会員平等に配分する。</u></p> <p>5 前項にかかわらず、<u>次の各号に掲げる場合においては、当該会員の総体を一の会員とみなすこととし、次項により、当該会員のうちの一の会員がその議決権を有し、他の会員はこれを有しないものとする。</u></p> <p>一 <u>一のグループに、親法人等及びその子法人等が会員として存在するとき</u></p> <p>二 <u>一のグループに、親法人等を同じくする子法人等が会員として複数存在し、親法人等が存在しないとき</u></p> <p>6 <u>前項に掲げる場合において、総会の前日までに、前項各号に掲げる会員が連名により、本機関に対して、当該会員のうちの一の会員の名称を記載した任意様式の届出を提出したときは、当該一の会員が議決権を有することとし、総会の前日までにその届出が提出されなかったときは、前項第1号の場合は親法人等が、前項第2号の場合は資本金又は出資の額が最大である子法人等(複数存在する場合は、会員名簿の順番が最も早い子法人等)が議決権を有するものとする。</u></p> <p><u>7～11 (略)</u></p> <p>(指名職員及び会員以外の事業者の出席)</p> <p>第25条 <u>本機関の会員のほか、経済産業大臣が指名するその職員及び会員以外で送電システムを利用する事業者は、総会に出席し、意見を述べることができる。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行	変 更 案
<p>第4章 役員</p> <p>(役員の職務及び権限等)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 理事は、理事長を補佐して業務を<u>掌握</u>し、理事会で予め定める順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときは、その職務を行う。</p> <p>3 <u>第23条第2項各号に掲げるグループ出身者が理事となるときは、各グループ1名ずつ理事に就任しなければならない。</u></p> <p>4～7 (略)</p>	<p>第4章 役員</p> <p>(役員の職務及び権限等)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 理事は、理事長を補佐して業務を<u>管掌</u>し、理事会で予め定める順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときは、その職務を行う。</p> <p>3 <u>第23条第2項各号に掲げるグループに属する事業者の役職員であった者が理事となるときは、各グループに属する事業者の役職員であった者から1名ずつ理事を選任しなければならない、同一の事業者及び兼業者の役職員であった者から2名以上、本機関の理事を選任してはならない。</u></p> <p>4～7 (略)</p>
<p>第5章 理事会</p> <p>(理事会の構成・役割)</p> <p>第34条 本機関に、理事会を設置する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 <u>広域連系系統(地域間連系線(一般電気事業者の供給区域間を常時接続する250kV以上の送電線及び交直変換設備をいう。)及び地内基幹送電線(使用電圧が250kV以上のもの、又は最上位電圧から2階級(供給区域内の最上位電圧が250kV未満のときは最上位電圧のみ)のものをいう。)をいう。以下同じ。)の整備計画に関する事項</u></p> <p>(新設)</p> <p>四 <u>供給計画のとりまとめ及び経済産業大臣への意見具申に関する事項</u></p> <p>五 <u>送配電等業務指針の策定及び変更に関する事項</u></p> <p>(新設)</p> <p>六 各種規程の策定及び変更に関する事項</p> <p>七 <u>システムアクセス業務(一般電気事業者又は卸電気事業者が維持し、及び運用する電線路への発電設備等の連系等を希望する者からの事前相談及び接続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務をいう。以下同じ。)に関する事項</u></p> <p>八 ～十二 (略)</p> <p>十三 <u>前各号に掲げるもののほか、この定款で別に定める事項又は日常的な業務運営の基本的事項</u></p> <p>(評議員会の尊重義務)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 第34条第5項第1号のうち定款、予算、業務規程、決算、事業計画及び事業報告書に関する事項並びに同項第2号から第5号の事項は、理事会の議決に先だて、評議員会の議決を経なけ</p>	<p>第5章 理事会</p> <p>(理事会の構成・役割)</p> <p>第34条 本機関に、理事会を設置する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 <u>広域連系系統の整備計画に関する事項</u></p> <p>四 <u>需要想定要領の変更に関する事項</u></p> <p>五 <u>供給計画のとりまとめ及び経済産業大臣への意見具申に関する事項</u></p> <p>六 <u>送配電等業務指針の策定及び変更に関する事項</u></p> <p>七 <u>電源入札等に関する事項</u></p> <p>八 各種規程の策定及び変更に関する事項</p> <p>九 <u>システムアクセス業務に関する基本的事項</u></p> <p>十～十四 (略)</p> <p>十五 <u>前各号に掲げるもののほか重要な意思決定事項</u></p> <p>(評議員会の尊重義務)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 第34条第5項第1号のうち定款、予算、業務規程、決算、事業計画及び事業報告書に関する事項並びに同項第2号から第7号の事項は、理事会の議決に先だて、評議員会の議決を経なけ</p>

現 行	変 更 案
<p>ればならない。</p> <p>(委員会)</p> <p>第39条 本機関に、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>ればならない。</p> <p>(委員会)</p> <p>第39条 本機関は、理事会の議決を経て、<u>理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>委員会は、複数名の委員で構成するものとし、委員数、委員の資格、委員の任期、委員の選解任の手續その他委員会を運営する上で必要な事項は、委員会ごとに、理事会が定める。</u></p>
<p>第6章 評議員会</p> <p>(評議員会の設置)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一～六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>七 供給計画の取りまとめ及び経済産業大臣への意見具申に関する事項</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>八～九 (略)</u></p> <p><u>十 前各号に掲げるものの他、この定款で別に定める事項、業務規程で定める事項又は理事会が必要と認める事項</u></p> <p>3 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>五 前各号に掲げるものの他、業務規程で定める事項又は理事会が必要と認める事項</u></p> <p>(評議員会の招集)</p> <p>第44条 議長は事業年度において<u>3月ごと</u>の期間内に1回評議員会を招集する他、必要の都度評議員会を招集する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(評議員の辞任)</p> <p>第48条 評議員が辞任しようとするときは、<u>3月前</u>までに理事長に届け出る。但し、やむを得ない理由があるときはこの限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第6章 評議員会</p> <p>(評議員会の設置)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一～六 (略)</p> <p><u>七 需要想定要領の変更に関する事項</u></p> <p><u>八 供給計画の取りまとめに係る法第29条第2項の規定に定める意見送付に関する事項</u></p> <p><u>九 電源入札等に関する事項(但し、緊急の場合は除く。)</u></p> <p><u>十～十一 (略)</u></p> <p><u>十二 前各号に掲げるものの他、理事会が必要と認める事項</u></p> <p>3 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p><u>五 電源入札等による落札者等が維持し、運用する電源の建設の進捗状況や稼働状況</u></p> <p><u>六 前各号に掲げるものの他、理事会が必要と認める事項</u></p> <p>(評議員会の招集)</p> <p>第44条 議長は事業年度において<u>四半期ごと</u>に1回評議員会を招集する他、必要の都度評議員会を招集する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(評議員の辞任)</p> <p>第48条 評議員が辞任しようとするときは、<u>1か月前</u>までに理事長に届け出る。但し、やむを得ない理由があるときはこの限りでない。</p> <p>2 (略)</p>

現 行	変 更 案
<p>第7章 会費</p> <p>(会費)</p> <p>第52条 会員は、毎年度、会費を納入しなければならない。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(特別会費)</p> <p>第53条 <u>一般電気事業者</u>たる会員は、前条の会費とは別に、毎年度、特別会費を納入しなければならない。</p> <p>2 特別会費の額は、本機関の運営に必要な資金の総額から、前条の会費による収入及び第56条に規定する剰余金を差し引いた額並びに<u>一般電気事業者</u>たる会員の供給区域の需要電力量等を基礎として、理事会の議決により定める。</p> <p>3 本機関は、既納の特別会費は返還しない。</p> <p>(新設)</p> <p>(滞納者への対応)</p> <p>第54条 本機関は、<u>会費及び特別会費</u>の滞納又はその不当な減額を行った場合、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表することができる。</p>	<p>第7章 会費</p> <p>(会費)</p> <p>第52条 会員は、毎年度、<u>会費請求の通知を受けてから1か月以内に</u>、会費を納入しなければならない。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(特別会費)</p> <p>第53条 <u>一般送配電事業者</u>たる会員は、前条の会費とは別に、毎年度、特別会費を納入しなければならない。</p> <p>2 特別会費の額は、本機関の運営に必要な資金の総額から、前条の会費による収入及び第56条に規定する剰余金を差し引いた額並びに<u>一般送配電事業者</u>たる会員の供給区域の需要電力量等を基礎として、理事会の議決により定める。</p> <p>3 本機関は、既納の特別会費は返還しない。</p> <p>(電源入札拠出金)</p> <p>第53条の2 本機関は、<u>一般送配電事業者</u>たる会員に対し、<u>電源入札等に係る拠出金</u>(以下「<u>電源入札拠出金</u>」という)を求めることができる。</p> <p>2 <u>電源入札拠出金の額、納入期限その他の電源入札拠出金の納入の方法に関する事項は、電源入札等の案件ごとに、理事会の議決により定める。</u></p> <p>3 <u>一般送配電事業者</u>たる会員は、<u>前各項に基づく本機関の求めに応じ、指定された期限までに電源入札拠出金を納入しなければならない。</u></p> <p>(滞納者への対応)</p> <p>第54条 本機関は、<u>会費、特別会費若しくは電源入札拠出金</u>の滞納又はその不当な減額を行った場合、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表することができる。</p>
<p>第8章 財務及び会計</p> <p>(財務諸表等の提出)</p> <p>第58条 本機関は、<u>毎事業年度(本機関の成立の日を含む事業年度を除く。)</u>の開始の日から<u>3か月以内に</u>、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)を作成し、監事の意見書を添付のうえ経済産業大臣に提出し、承認を受ける。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第8章 財務及び会計</p> <p>(財務諸表等の提出)</p> <p>第58条 本機関は、<u>毎事業年度の開始の日から3か月以内に</u>、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)を作成し、監事の意見書を添付のうえ経済産業大臣に提出し、承認を受ける。</p> <p>2 (略)</p>

現 行	変 更 案
<p>第9章 雑則</p> <p>(規律調査会)</p> <p>第59条 本機関が、第12条第1項に規定する会員への制裁の要否を検討するときは、本機関に、役職員以外の学識経験者及び弁護士等で構成する規律調査会を置く。</p> <p>(紛争解決パネル)</p> <p>第60条 本機関が、法第28条の40第6号に規定する送配電等業務についての電気供給事業者の紛争の解決を行う場合において、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)に定める民間紛争解決手続を行うときは、同法第2条第2項に定める手続実施者として、本機関に、役職員以外の学識経験者及び弁護士等で構成する紛争解決パネルを置く。</p>	<p>第9章 雑則</p> <p>(規律調査会)</p> <p>第59条 本機関が、第12条第1項に規定する制裁の可否及び内容を検討するときは、本機関に、役職員以外の学識経験者及び弁護士等で構成する規律調査会を置く。</p> <p>(紛争解決パネル)</p> <p>第60条 本機関が、法第28条の40第7号に規定する送配電等業務についての電気供給事業者の紛争の解決を行う場合において、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)に定める民間紛争解決手続を行うときは、同法第2条第2項に定める手続実施者として、本機関に、役職員以外の学識経験者及び弁護士等で構成する紛争解決パネルを置く。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則(平成28年4月1日)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この定款は、平成28年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</u></p> <p><u>第2条 電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)の施行に伴い、電気事業者の地位を喪失した者は、定款第10条の規定に拠らず、会員の資格を喪失する。</u></p>